

特別区民税・都民税・森林環境税 (特別徴収分)の税額決定通知書を送付します

5月14日(木)に、特別区民税・都民税・森林環境税(特別徴収分の税額決定通知書を給与の支払者特別徴収義務者宛てに発送します。同封の税額決定通知書(納税義務者用)は、各納税義務者にお渡しください。税額は、給与の支払いをする際に毎月徴収して、翌月10日までに納入してください。

出書」を提出してください。特別徴収義務者用と納税義務者用の税額決定通知書のそれぞれで、電子または書面での受取方法を選択できます。電子または書面のどちらかのみとなり、令和5年度まで選択できた書面(正本)と電子データ(副本)は選択できません。電子で受け取ることができるのは、eLTAX(エルタックス)で給与支払報告書を提出し、受取方法を「電子」と選択した事業所です。



▲eLTAX公式HP



▲区HP

第4回番町次世代シンポジウムの参加者を募集します

地域の方々とともに魅力ある楽しいまちにしたいため、第4回「番町次世代シンポジウム」の参加者を募集します。令和6年7月に二番町地区地区計画を変更決定し、昨年12月には二番町地区再開発計画(日本テレビ跡地)を検討する日本テレビに対して、基本計画に関する要望書を発出しました。この度、日本テレビによる基本計画が作成されましたので

の内容を説明します。とき 6月7日(日)15時~17時 場所 麹町小学校(麹町2-1-8) 対象 番町地域在住・在勤・在学で、番町次世代シンポジウムの進め方に関するルール(申込書に記載)に同意していただける方 申込方法 5月27日(水)(必着)までに所定の申込書(HPからダウンロード)に必要事項を記入のうえ、郵送またはEメールで



※応募書類は返却不可



※事前の意見募集は行わない

その他 地区計画の変更決定までの経緯はHPで確認を chiyoda.lg.jp

旧永田町小学校校舎「思い出のアーカイブ」参加者を募集します

長年、地域と教育の拠点として親しまれてきた旧永田町小学校校舎の記憶を、次世代へ引き継ぐため、「思い出のアーカイブ」制作します。校舎にゆかりのある皆さんの思い出やエピソードを募集します。応募内容は専門的な視点を踏まえて選定し、記録映像やデジタルアーカイブとして保存・公開する予定

です。詳しくはHPを確認を。募集内容 ・インタビュー出演(3名程度) ・メッセージ寄稿(2000文字程度、20~30名程度) 応募資格 旧永田町小学校の卒業生、元教職員、地域住民など、校舎にゆかりのある方 応募方法 6月30日(火)(必着)までにHP、または所定の応募



用紙(HPからダウンロード)に必要事項を記入のうえ、郵送、Eメールまたは直接問合せ先へ

問合せ 施設経営課区有施設担当 ☎03-5211-4160 〒102-8688 九段南1-2-1 chiyoda.lg.jp

露出吹付材 アスベスト対策の助成をしています

露出吹付材のアスベスト含有調査費用を助成します。対象 区内の民間建築物 限度額 1棟につき25万円 申請期限 12月28日(月) アスベスト除去工事助成 露出吹付材のアスベスト除去工事費用の一部を助成します。対象 次のいずれかの建築物 ①住宅の駐車場、倉庫など ②分譲・賃貸マンションの共用

部分 ③機械式立体駐車場前年度に具体的協議がされた案件に限る 助成割合 工事費用の3分の2(消費税を除く) 限度額 ①②1棟100万円、③1基1400万円 申請期限 9月30日(水) 工事完了期限 12月28日(月) 問合せ 建築指導課安全対策担当 ☎03-5211-4315 その他 詳しい条件は問合せ先へ

中小企業での仕事と家庭の両立を支援します

仕事と子育て・介護を両立しやすい職場環境づくりに取り組んでいる中小企業者などに奨励金などを交付します。従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、ぜひ活用ください。対象 区内に本店および雇用保険適用事業所がある中小企業者など ※その他の要件はHPまたはパンフレットを確認を

申込方法 交付申請書類一式を郵送、Eメール、または直接問合せ先へ ※予算上限に達すると受け付けを終了 問合せ 国際平和・男女平等人権課男女平等人権係 ☎03-5211-4166 gender.jinken@city.chiyoda.lg.jp



第16期生涯学習推進委員を募集します

区の特性を生かした生涯学習施策の進め方に関して意見や提言を行う生涯学習推進委員を募集します。学識経験者や生涯学習・社会教育等団体関係者、公募の区民からなる生涯学習推進委員会に参加してもらいます。任期 令和8年6月~令和10年3月(2年間) 対象 区内在住で、年数回計10回程度)の平日で日中の会議に出席できる方 定員 若干名(選考)

申込方法 5月26日(火)(消印有効)までに応募動機、千代田区における生涯学習の推進について(4000文字程度/様式自由)を郵送(10面記入例参照)または直接問合せ先へ ※提出書類は返却しない 問合せ 生涯学習・スポーツ課管理係(区役所6階) ☎03-5211-3632 〒102-8688 九段南1-2-1

国民年金

当てはまる方は確認のうえ手続きをしてください



国民年金の任意加入制度 将来の年金受取額を増やせます

老齢基礎年金を満額で受けるには、20歳~60歳の40年間保険料を納める必要があります。納付済期間が40年未満の方または受給資格期間(10年)を満たしていない方は、任意加入することで将来の年金受取額を増やすことができます。ただし、厚生年金や共済組合に加入中の方や老齢基礎年金を繰り上げ請求した方は、任意加入できません。また、任意加入期間中は、保険料の免除制度はありません。任意加入期間中に病気がけがなどで一定の障害が残ったときは、障害基礎年金の対象(65歳未満)になります。

■任意加入の条件

- ①高年齢任意加入 日本国内に居住する60歳以上65歳未満の方※付加保険料の納付も可
- ②特例高年齢任意加入 昭和50年4月1日以前に生まれ、次のいずれかに当てはまる方
 - ・日本国内に居住する65歳以上70歳未満の方
 - ・外国に居住する日本人で65歳以上70歳未満の方※付加保険料の納付は不可※すでに老齢基礎年金の受給資格を満たしている方は加入不可
- ③在外任意加入 外国に居住する日本人で20歳以上65歳未満の方 ※付加保険料の納付も可※国内に居住する親族が協力者となる必要あり

■手続きに必要なもの

- ・基礎年金番号が分かるもの(基礎年金番号通知書や年金手帳など)
 - ・金融機関などの通帳と、その届出印
- ※保険料の納付方法は原則口座振替※②の場合は、合算対象期間(カラ期間)を証明する書類も必要

■任意加入の開始月

申し出のあった月から加入できます(時期をさかのぼっての加入は不可)

問合せ 保険年金課国民年金係 ☎03-5211-4202 ③を希望し国内に協力者がいない場合=千代田年金事務所 ☎03-3265-4381

外国籍の方も国民年金への加入が必要です

国民年金は、被用者年金(厚生年金や共済組合)に加入していない場合や、被用者年金加入者の被扶養配偶者でない場合、日本に住む20歳以上60歳未満の方が国籍にかかわらず加入する制度です。受給要件を満たせば、「老齢基礎年金」「障害基礎年金」「遺族基礎年金」のいずれかが受けられます。受給要件を満たしてなくても、保険料を6か月以上納付し、帰国後2年以内の請求であれば「脱退一時金」が受けられます。

※1 令和2年4月以降、日本国籍を有しない20歳以上60歳未満で、「医療滞在ビザ」や「観光保養等を目的とするロングステイビザ」で来日した方は、被保険者とはなりません

加入手続き 保険年金課国民年金係(区役所2階) ※マイナポータルからも手続き可。詳しくは、日本年金機構のHPを確認を

問合せ 保険年金課国民年金係 ☎03-5211-4202 ※1に当てはまる方=千代田年金事務所 ☎03-3265-4381